

小森 陽一さんの憲法講座

II

改憲手続き法案の危険な中 身多くの国民に伝えよう！



改憲を前提とした改憲手続き法案の国会での成立を政府・与党が策動する情勢のもとで、改憲を許さない運動と世論の高まりが求められています。今回から、6回にわたって、憲法について、「九条の会」事務局長の小森陽一・東京大学教授に執筆していただきます。

この新聞の読者のみなさんの多くは、教員であると同時に公務員でもありません。私も教員です。つまり、小森陽一に憲法について語らせない、という法律なのです。基本的な権利の主体である、一人ひとりの個人に直接攻撃をかける法律なのです。教員のみならず、接ねられているのです。日本国憲法は、すべての国民に言論の自由を認めています。それを、教員と公務員だけから奪うのは、明らかに憲法違反です。公務員には、憲法尊重擁護の義務があります。憲法を擁護する活動をさせないということも憲法違反です。

第1の問題は、教員と公務員が、国民投票運動に関わることを禁じている点です。刑事罰は取り下げられたものの、行政的処分はいくらでもできるようになっています。

第2の問題は、投票成立の分母である、総投票数の規定がないことです。選挙の投票率が40%台の時もあるのですから、その過半数となれば5人に1人が賛成すれば、国民全体にかかわる憲法が変えられてしまうのです。

第3の問題は、テレビ・コマーシャルが野放しだということ。お金の力でいくらでも9条を変える宣伝ができるわけです。「憲法違反の言論統制はいらない！」という世論を急速に高めていきましょう。

研究発表の自由、③教